

第2次羽生市男女共同参画基本計画

羽生市DV防止基本計画

はにゆう男女共同参画プラン

《改訂版》

ひと ひと

女も男も共に豊かに生きるために



羽 生 市

は じ め に

人びとがより幸せに生きていくために、男女が性別にとらわれることなく一人ひとりが個性と能力を発揮し、いきいきと心豊かに過ごすことができる社会、男女共同参画社会の実現が求められています。



国も平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女平等の社会実現に向けて各種の施策を展開しておりますが、社会や職場で女性が重要な役割を担う割合も低く、家事や育児の負担から結婚後や出産後に離職する女性も多く存在します。

羽生市では平成11年度に「はにゅう男女共同参画プラン」を策定し、女性も男性も共に一人の人間として尊重され持っている力を十分発揮できる社会を実現するため、さまざまな施策に取り組んできました。また、平成21年3月には「第2次羽生市男女共同参画基本計画 はにゅう男女共同参画プラン」を策定し、全庁的な取り組みを展開してきました。

このたび、第2次基本計画（プラン）期間の中間年度にあたり、より実行性を高め、現実に対応するために改訂を行うとともに、配偶者等に対する暴力を許さない社会の実現に向け「羽生市DV対策基本計画」を策定し、この計画（プラン）の一部として盛り込みました。

この計画（プラン）の実施にあたり、女性も男性も真に住みやすい羽生市の実現のため、市民の皆様の一層のご理解と積極的なご協力をお願い申し上げます。

なお、本計画（プラン）の改訂にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました羽生市女性会議委員の皆様、市民の皆様及び関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成26年4月

羽生市長 河田 晃 明

目 次

第1章 プランの改訂にあたって

1 プラン改訂の趣旨	1
2 プランの性格	2
3 プランの期間	2

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念	3
2 プランの基本目標	3
3 プランの体系	4

第3章 プランの内容

基本目標1 個性を認めあう意識づくり	6
基本方針1 男女共同参画意識の啓発	7
基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	10
基本方針3 男女の人権の尊重	13
基本目標2 あらゆる場面に男女が共に参画できるくらしづくり	15
基本方針1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	16
基本方針2 国際理解と交流の推進	19
基本方針3 新たな取組みを必要とする分野における男女共同参画の促進	21
基本目標3 男女の自立と多様な生き方を支援するしくみづくり	23
基本方針1 生きていることが実感できる家庭・地域づくり	24
基本方針2 いきいきと働ける環境づくり	28
基本方針3 生涯を通じた健康づくり	32
基本目標4 人権が尊重されDVのないまちづくり（羽生市DV防止基本計画）	36
基本方針1 暴力を許さない社会づくり	37
基本方針2 安心して相談できる体制づくり	38
基本方針3 自立への支援	40

第4章 プランの推進体制と進行管理

1 プランの推進体制	42
2 プランの進行管理	43
3 調査・研究・情報提供	43
4 推進指標	44

※ 資料編	45
-------	----

第1章 プランの改訂にあたって

第1章 プランの改訂にあたって

1 プラン改訂の趣旨

男女共同参画に関する推進について、国においては、昭和60年の「女子差別撤廃条約」批准を契機に、法や法制度の整備が進められ、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この基本法の前文で、「男女共同参画社会の実現は21世紀の日本の社会を決定する最重要課題」と位置付けられており、現在さまざまな分野で男女共同参画を推進する取り組みが行われています。

本市では平成11年4月に、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組むべき行動方針として「はにゅう男女共同参画プラン」を、また、平成13年3月には「はにゅう男女共同参画プラン実施計画」を策定し、さまざまな施策や事業を実施してきました。

その後、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を掲げるとともに、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」「貧困などの生活上の困難に直面する男女への支援」「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が追加されました。

また、女性に対する暴力に関する問題なども顕在化していることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月制定）」が平成16年、19年と一部改正がされるなど、配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた取り組みが強化されています。

このような状況を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく基本計画（DV防止及び被害者支援に関する計画）」として位置づけた基本目標を新たに加え、平成21年3月に策定したこれまでの計画を見直しました。

2 プランの性格

- (1) 本プランは、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」及び埼玉県の「男女共同参画計画」等を勘案するとともに「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画」や他の施策との整合性を図り改訂したものです。
- (2) 本プランは、平成23年1月実施の「羽生市市民意識調査」の結果や平成25年6月実施の「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」の結果、並びに羽生市女性会議・市民の提言を尊重して改訂したものです。

3 プランの期間

本プランの上位計画である「第5次羽生市総合振興計画」との整合を図るため、平成21年度から平成30年度までの10ヶ年を計画期間としています。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえて、中間年である平成25年度に見直しを行いました。

第2章 プランの基本的な考え方

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

『^{ひと}女も^{ひと}男も共に豊かに生きるために』

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の確立が求められています。

女性も男性も共に一人の人間として尊重され、持っている力を十分に発揮できるいきいきとした社会を目指して、このプランの基本理念を「女も男も共に豊かに生きるために」とします。

2 プランの基本目標

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けたプランの「基本目標」を次のように定めます。

基本目標 1 個性を認めあう意識づくり

基本目標 2 あらゆる場面に男女が共に参画できるくらしづくり

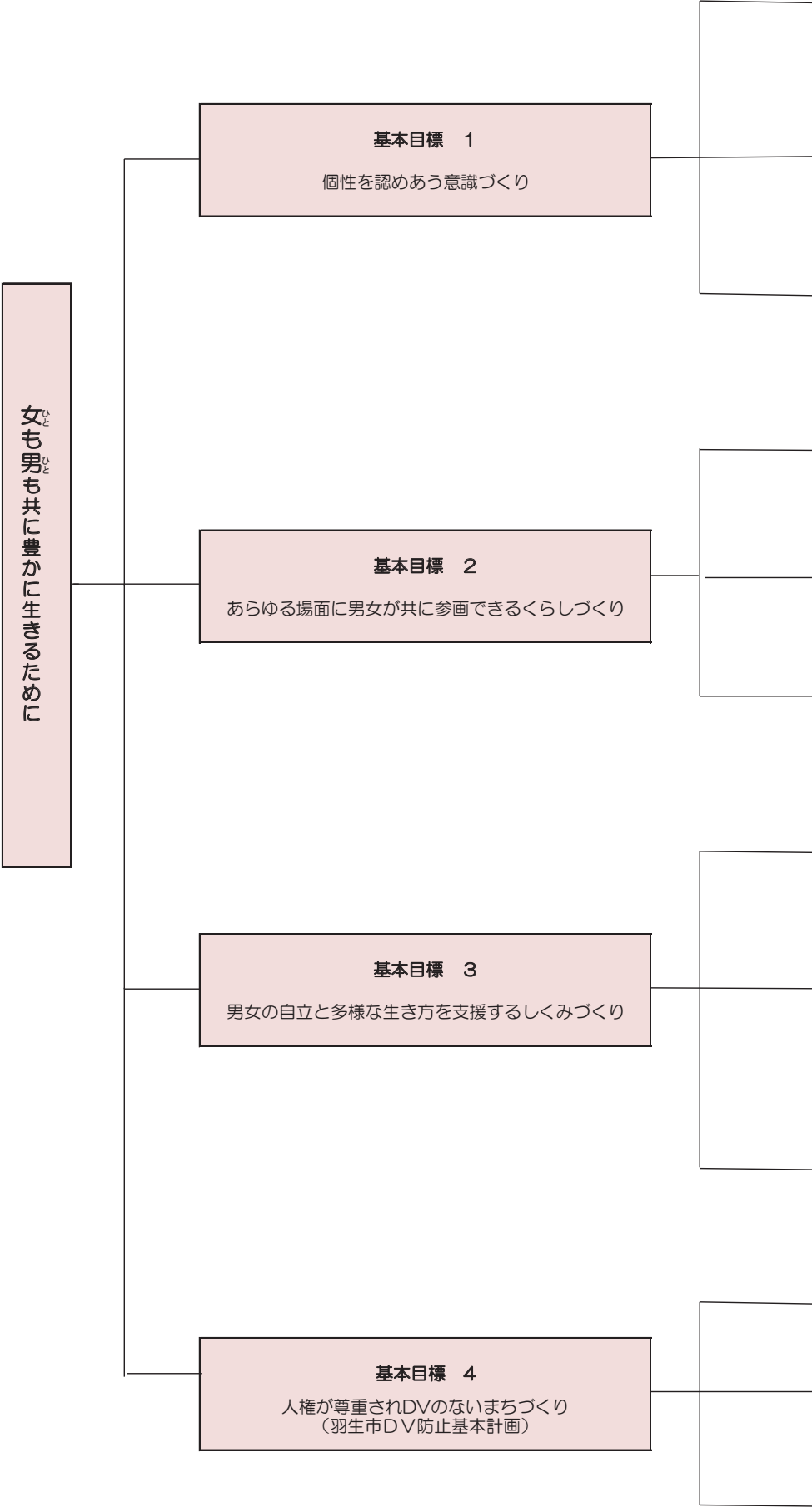
基本目標 3 男女の自立と多様な生き方を支援するしくみづくり

基本目標 4 人権が尊重されDVのないまちづくり

3 プランの体系

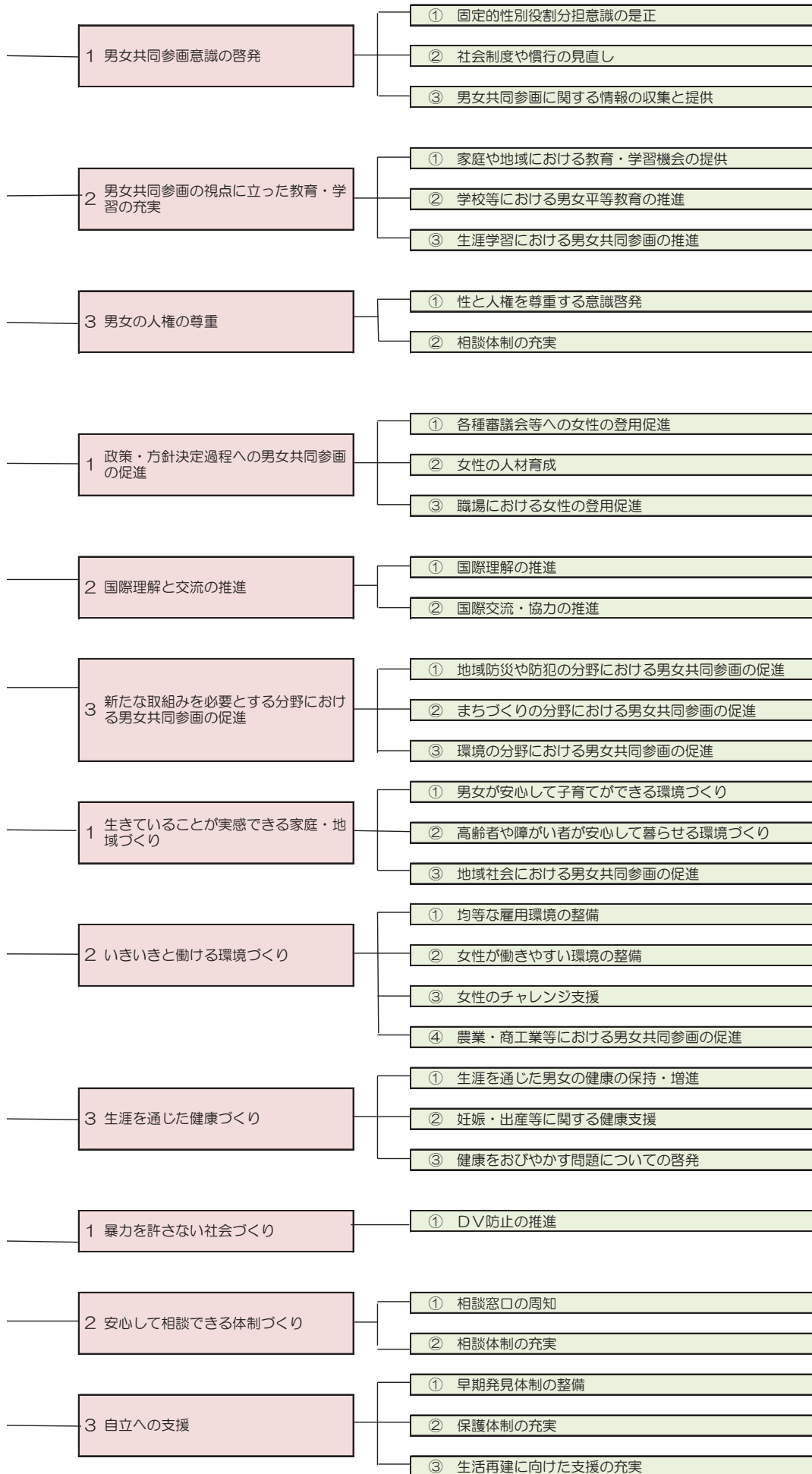
【基本理念】

【基本目標】



【基本方針】

【施策】



第3章 プランの内容

基本目標 1 個性を認めあう意識づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

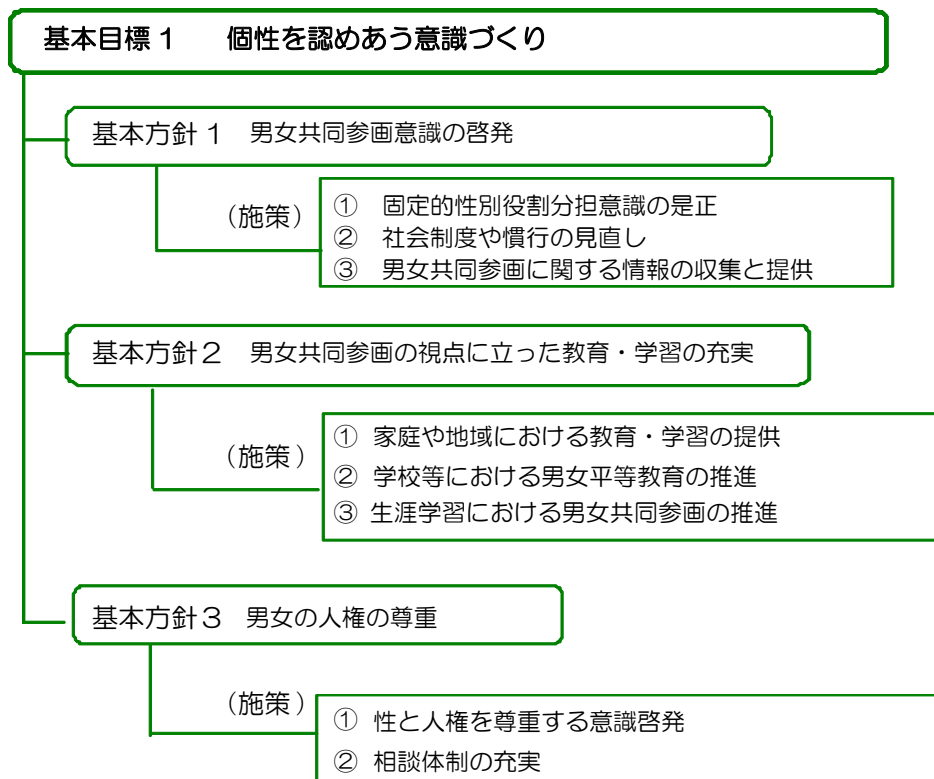
この男女共同参画の理念は広く浸透しつつあるものの、平成25年度に実施した「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」によると、なお家庭や地域、職場等身近な地域社会において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣行にとらわれている人がまだまだ多い状況にあります。

男女共同参画社会の実現にとって、男女が互いの人格を尊重し合い、それぞれの個性と能力を発揮できることが必要です。

そのためには、男女がともに固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく男女共同参画に対する理解を深めていけるよう、意識の啓発を推進することが必要です。

また、基本的人権を尊重する教育、そして、男女平等の教育を子どもたちの成長段階に応じた計画的に推進していく必要があります。

【施策の体系】



基本方針1 男女共同参画意識の啓発

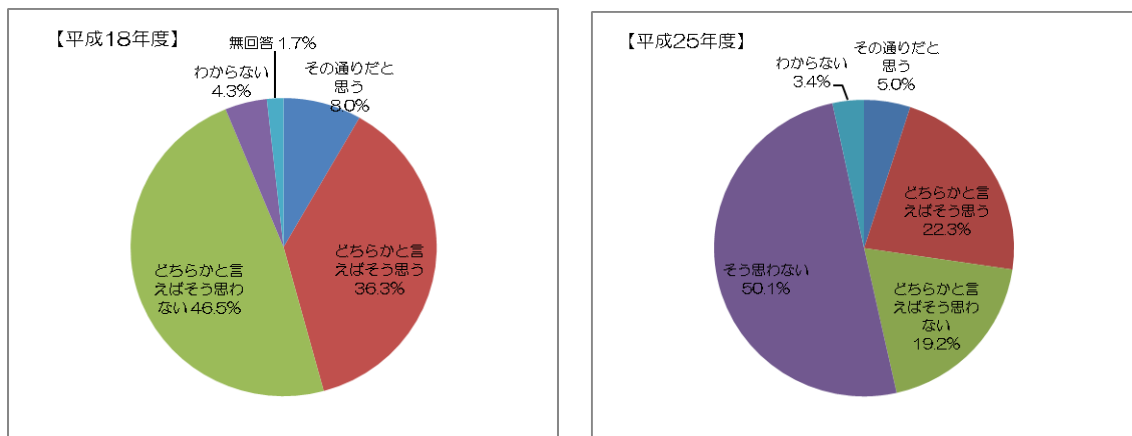
女性も男性も個人が尊重され、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、その障害となる社会制度や慣行を見直すとともに、固定的な性別役割分担意識を是正することが重要です。

平成25年度に実施した「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」では「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定的にとらえる考え方に賛成する人の割合は、平成18年度に実施した市民意識調査と比較すると19ポイント減っていますが、「どちらかといえばそう思う」「そのとおりだと思う」とする人も27%と依然として多く、性別役割分担を肯定する考え方が一部では根強く残っていることがうかがえます。

また、「分野別男女の平等感について」の慣習・しきたり・社会通念の分野においても、まだまだ「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況です。(10ページ表参照)

これらのことから、女性も男性も性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野において共に参画できる意識の啓発に努めます。

【男は仕事、女は家庭】という考え方についてどう思いますか？



(資料：平成18年度 市民意識調査 * 「そう思わない」の選択肢なし)

(資料：平成25年度第5次総合振興計画の目標指標に関する市民アンケート調査)



施策 1 固定的性別役割分担意識の是正

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	情報紙・広報紙・ホームページ等による啓発活動の充実	<p>「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識を是正するため、情報誌・広報紙等による啓発活動の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報紙「みらい」の発行 ・「広報はにゅう」への啓発記事の掲載 ・ホームページの活用による情報提供 ・国の男女共同参画週間（6月23日～6月29日）や人権週間（12月4日～10日）にあわせた広報 ・ツイッターやメール配信等の活用による情報提供 ・関係各課と連携・協力した啓発の推進 	継続 一部 新規	人権推進課 関係各課
2	学習機会の提供	<p>セミナーや講演会等を実施し、固定的役割分担意識の是正を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女と男のフォーラムの開催 ・男女共同参画セミナーの開催 ・女性センター主催事業の開催 ・公民館等での講座開催 	継続	人権推進課 生涯学習課 関係各課
3	市職員への啓発	<p>研修等により、市職員に対し男女共同参画の意識づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の開催 ・文書等による啓発 	継続	総務課 人権推進課

施策 2 社会制度や慣行の見直し

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	情報紙・広報紙による啓発活動の充実	<p>市民に対し、男女共同参画情報紙や広報紙等により、男女共同参画社会の形成に向けた啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報紙「みらい」の発行（再掲） ・「広報はにゅう」への啓発記事の掲載（再掲） 	継続	人権推進課 関係各課
2	学習機会の提供	<p>各種学級・講座等を実施し、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行などの見直しを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー等の開催（再掲） 	継続	人権推進課 生涯学習課 関係各課

基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

次代を担う子どもたちの心を健全に育むための人権尊重と男女平等意識の醸成には、家庭や地域、学校における教育が重要な役割を担っています。

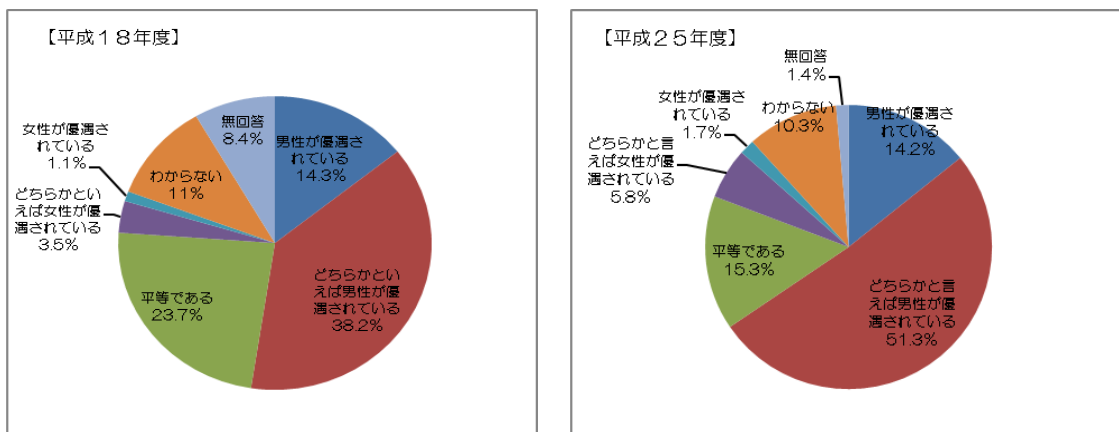
家庭や地域では、性別にとらわれることなく子どもの個性を大切に、自らの生き方を多様な選択肢から選び自己実現できるような環境を形成していくことが望まれます。

平成25年度に実施した「第5次羽生市総合振興計画基本計画の目標指標に関する市民のアンケート調査」の「男性が優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」と感じる人の割合は、平成18年度に実施した「市民意識調査」と比較すると13ポイント増加しており、合わせて65.5%となっています。

学校では、人権を尊重した教育、男女平等観に立った教育が行えるよう教職員の研修を充実させ、男女共同参画の視点に立った取り組みが重要です。

また、男女共同参画の推進には、生涯学習が大きな役割を担っています。年代や生活の場に応じ、生涯を通じて学ぶことができる生涯学習体制の充実と、学習機会の提供に努めます。

【慣習・しきたり・社会通念などにおいて男女の地位は平等になっていると思いますか？】



(資料：平成18年度 市民意識調査)

(資料：平成25年度第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)

施策 1 家庭や地域における教育・学習機会の提供

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	家庭教育学級等の充実	<p>公民館や PTA が実施する家庭教育学級等において、人権の尊重や男女共同参画の視点を取り入れた事業展開を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級の開催 ・PTA 家庭教育研修の開催 ・研修会・講演会の開催 	継続	生涯学習課 学校教育課
2	家庭や地域における平等意識の浸透	<p>男女が共同して家庭を担う平等意識の浸透を目指した、学習機会等の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等意識を醸成する人権研修会等の開催 ・女性センターや公民館を会場として「男の料理講座」等を開催 	継続	人権推進課 生涯学習課

施策 2 学校等における男女平等教育の推進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	教職員・保育士の研修の充実	<p>個性を重視し、主体的な生き方を選択できる能力を身につけるための教育、男女平等の視点に立った教育や保育が行えるよう、教職員や保育士の研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育研修会の開催 ・男女平等や女性の人権等の研修会の開催 ・教職員や保育士など担当者研修会の実施 	継続	学校教育課 子育て支援課 生涯学習課
2	男女共同参画の視点に立った授業の取組みと実施	<p>各教科等において、人権を尊重した教育を実践し、児童・生徒の男女共同参画意識を醸成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った授業への取組みと実施 	継続	学校教育課
3	一人ひとりの個性を生かした進路指導の充実	<p>性別にとらわれず、その個性と能力に合った進路が選択できるよう適切な進路指導を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の適性に合った進路指導 	継続	学校教育課

No.	取組名	事業	区分	担当課
4	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	<p>学校行事やPTA活動において、男女が共同で参画できる環境を整備します。また、諸表簿等においても男女混合名簿の継続利用等男女平等の視点に立った条件整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った学校行事の実施 ・男女共同参画の視点に立った諸表簿の作成 	継続	学校学習課 生涯学習課
5	保育所等における男女共同参画の推進	<p>保育所や幼稚園に通う幼児に対して、人権を尊重した教育や保育を実践し、幼児期における男女共同参画意識の形成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った保育や教育への取り組み 	継続	子育て支援課 学校教育課

施策3 生涯学習における男女共同参画の推進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	<p>男性も女性も一人ひとりが自分自身の能力を發揮できるようにするため、生涯を通じて学ぶ機会の充実を図るとともに、学習機会の情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣味の講座等各種講座の開催 ・各種サークル等団体の育成 ・生涯学習情報の提供 	継続	生涯学習課
2	人権尊重の教育の推進	<p>男女の固定的な役割分担意識の見直しや、男女共同参画社会の形成について、人権尊重の観点から男女平等に関する学習活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研究会、人権教育指導者研修会、講演会の開催 	継続	生涯学習課



基本方針3 男女の人権の尊重

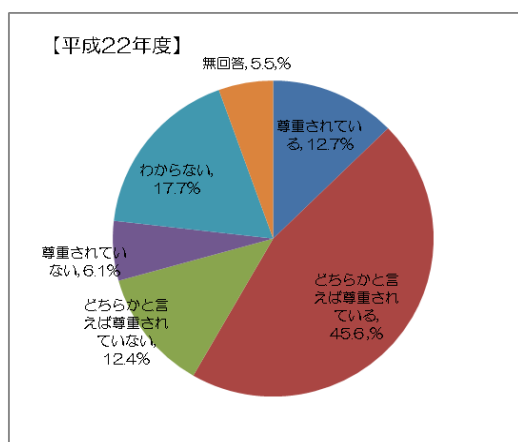
男女がひとりの人間として尊重され自信をもって生きていけるように、男女の人権、特に女性の人権についての認識を深め、真に尊重される社会を実現することが重要です。

平成25年度に実施した「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民のアンケート調査」の「尊重されている」「どちらかと言えば尊重されている」と感じる人の割合は、平成22年度に実施した「市民意識調査」と比較すると約13ポイント増加しており、合わせて約72%となっています。

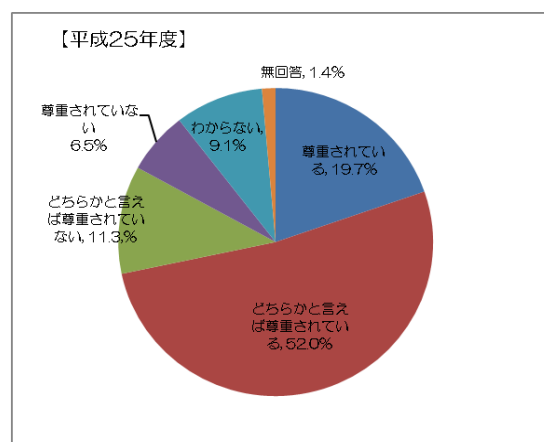
現在、女性をはじめ、高齢者、障がい者、同和問題等多くの人権課題があり、差別をされている人々、人権を侵害されている人々が多く存在します。これらの問題を解決するためには、さらなる人権教育や人権意識の啓発、人権擁護を支援する体制の強化が必要であり、市民との協働による体制づくりなど、お互いに尊重し協力し合える地域づくりが大切です。

今後も、男女が互いの人権を尊重しあい対等な関係が築けるよう、性と人権を尊重する意識の啓発を行うとともに、女性に対するあらゆる暴力等の根絶を念頭に置いた相談体制の充実に努めます。

【今の社会で基本的人権は尊重されていると思いますか？】



(資料：平成22年度 市民意識調査)



(資料：平成25年度第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)

施策 1 性と人権を尊重する意識啓発

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	性と人権を尊重する意識啓発	<p>男女がそれぞれの性の違いを認めつつ、多様化する価値観を受け入れ、互いに尊重しあい、個性を生かした生き方を選択できるよう、人権と性を尊重した啓発事業を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「じんけん」や「広報はにゅう」等への啓発記事の掲載 ・人権啓発研修会の開催 	継続	人権推進課 生涯学習課
2	性に関する教育の充実	<p>性を尊重する意識を育てるために、成長段階に応じた性教育を行うとともに、性に関する正しい知識や情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関する教育活動の推進 ・指導者に対する性教育研修の実施 	継続	学校教育課 健康づくり推進課
3	セクシャル・ハラスメント(*3)の防止啓発	<p>性と人権を尊重する視点から、社会問題化しているセクシャル・ハラスメントに対する認識を深め、防止するための取組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対しての意識啓発 ・市職員に対しての意識啓発 ・市民に対しての意識啓発 	継続	人権推進課 商工課 総務課

*3 セクシャル・ハラスメント

一般的には雇用の場などで性差別の具体的な現れとしておきる「性的嫌がらせ」をいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、言葉、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。教育機関や福祉現場などでの「性的嫌がらせ」も社会問題になっている。

施策 2 相談体制の充実

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	各種相談の充実	<p>それぞれのライフステージにおける悩みに対して、相談体制の充実を図るとともに相談事業の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談 ・消費生活相談 ・健康相談 ・法律相談 ・心の健康相談 ・行政相談 ・心配ごと相談 ・結婚相談 ・人権相談 ・乳幼児相談 ・ひとり親家庭相談 ・家庭児童相談 ・高齢者総合相談 ・教育相談 	継続	人権推進課 市民生活課 健康づくり推進課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 学校教育課 社会福祉協議会

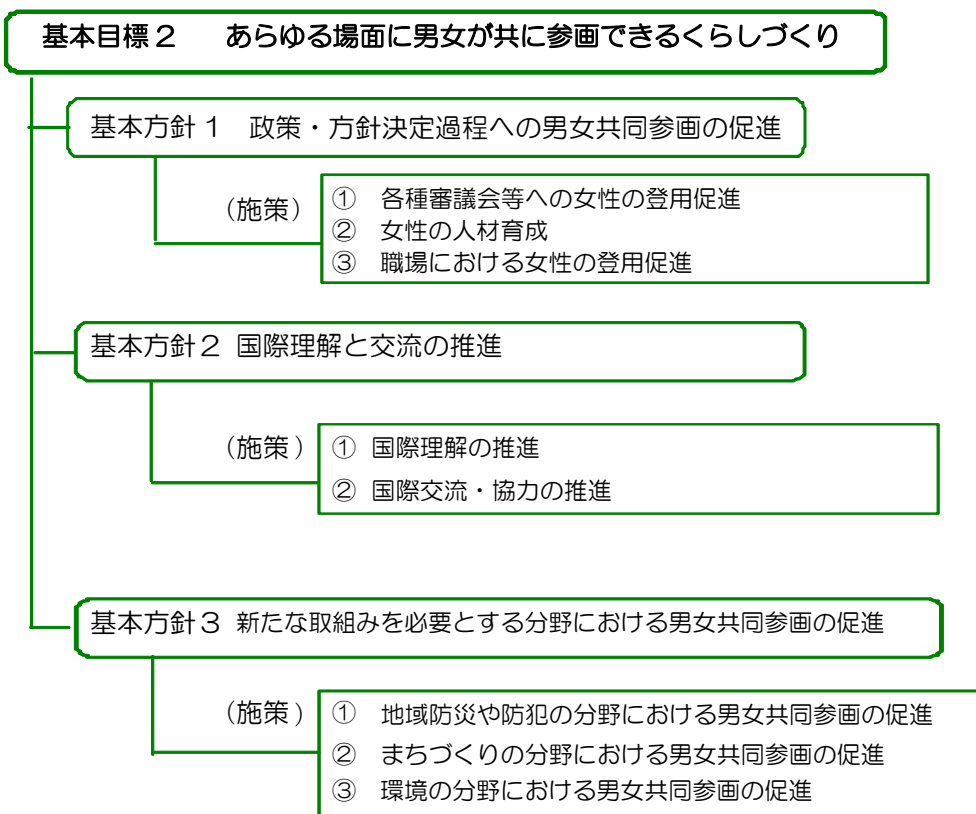
基本目標2 あらゆる場面に男女が共に参画できるくらしづくり

男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画することができる男女共同参画社会を形成するため、政策や方針決定過程での男女共同参画の促進に努めます。

また、男女共同参画に関する国際理解の推進や相互理解のための国際交流・協力の推進に努めます。

さらに、これまで女性の参画が遅れていた防災や防犯、まちづくりなど新たな分野における男女共同参画の促進に努めます。

【施策の体系】



基本方針1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

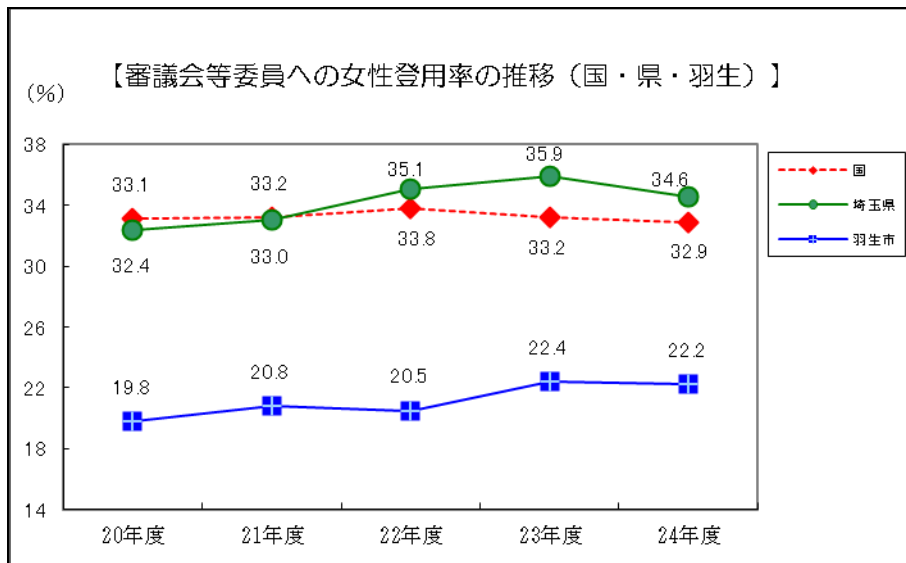
政策・方針決定の場には男性・女性双方の意思を反映することが必要です。市民一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らせるまちづくりを目指すには、人口の半数を占める女性が積極的に社会活動に参画し、その考え方や意見を生かしていくことは欠かせません。

平成24年6月における本市の各種審議会等への女性の登用率は22.2%と依然と低く、中には女性委員のいない審議会等もあります。女性の意見が政策や方針決定に反映されるよう各種審議会等における女性の比率を高めるため、具体的に委員の男女の割合を条例で定める等、ポジティブ・アクション(*4)（積極的改善措置）を図ることも必要です。

男女が自立して豊かに生きていける地域社会にするために、女性の人材を育てていくとともに、各種審議会等さまざまな分野で政策・方針決定の場へ積極的に女性の参画を進めていくことに努めます。

*4 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。



（資料：平成24年度市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果）

*国…H24.9.30現在 県…H24.4.1現在 羽生市…H24.6.1現在

【県内の自治体における役付職員の割合】

	女性の役付職員の割合 (%)	男性の役付職員の割合 (%)
羽生市	25.9	74.1
埼玉県	17.5	82.5
県内市町村の平均	27.4	72.6

(H24.4.1現在 一般職員係長(主査)級以上)

（資料：平成24年度市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果
：平成24年度版男女共同参画に関する年次報告 埼玉県（知事部局 係長(主査)級以上）

【世界における日本の順位】

人間開発指数

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.955
2	オーストラリア	0.938
3	米国	0.937
4	オランダ	0.921
5	ドイツ	0.920
6	ニュージーランド	0.919
7	アイルランド	0.916
8	スウェーデン	0.917
9	スイス	0.913
10	日本	0.912

ジェンダー不平等指数

順位	国名	GII 値
1	オランダ	0.045
2	スウェーデン	0.055
3	スイス	0.057
4	デンマーク	0.057
5	ノルウェー	0.065
6	ドイツ	0.075
7	フィンランド	0.075
8	スロベニア	0.080
9	フランス	0.083
10	アイスランド	0.089
⋮		
⋮		
21	日本	0.131

ジェンダー・ギャップ指数

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.864
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.840
4	スウェーデン	0.816
5	アイルランド	0.784
6	ニュージーランド	0.781
7	デンマーク	0.778
8	フィリピン	0.776
9	ニカラグア	0.770
10	スイス	0.767
⋮		
⋮		
101	日本	0.653

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2013」より作成

2. HDI は 187 ヶ国、GII は 148 ヶ国、GGI は 135 ヶ国中の順位。

●人間開発指数 (Human Development Index) : HDI

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数となっています。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出されます。

●ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) GII

保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするものです。値は、0が完全平等、1が完全不平等を意味しています。

●ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index) : GGI

経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出されます。

※これらの数値は、各国の男女共同参画の進捗状況を数値化したもので、国の白書等で使われています。

施策 1 各種審議会等への女性の登用促進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	審議会等への女性登用促進	各種審議会等への女性委員の登用を促進し、女性委員の割合 30%を目標にするとともに、すべての審議会への女性委員の登用を促進します。 ・各種審議会等への女性の登用促進 ・定期的な登用状況の調査及び結果の活用	継続	人権推進課 関係各課
2	審議会等への公募委員の拡大	女性の市政への参画の促進と幅広く市民の意見を反映するため、公募委員の割合を拡大します。 ・公募委員の拡大	継続	人権推進課 関係各課

施策 2 女性の人材育成

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	女性の人材育成のため、研修・学習機会の充実	女性の市政への関心を高めるとともに、各分野への登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。 ・男女共同参画セミナー等の開催（再掲） ・女性リーダー研修会の開催 ・女性団体交流会の開催	継続	人権推進課 関係各課
2	女性リーダーの把握と活用	各分野における女性の人材に関する情報を収集し、その活用を図ります。 ・女性人材リストの充実	継続	人権推進課 関係各課

施策 3 職場における女性の登用促進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	事業所等への啓発活動の充実	事業所等の経営者・管理者に対し、女性の登用促進についての啓発活動を実施します。 ・事業所等への啓発	継続	商工課
2	市女性職員の能力開発と登用促進	各種研修会等を開催し、女性職員の能力開発と職域拡大を図り、併せて管理職への登用を促進します。 ・職員研修の充実 ・管理・監督者への女性登用の促進	継続	総務課

基本方針2 国際理解と交流の推進

男女共同参画社会の実現は、基本的人権の尊重に基づくものであり、世界共通の課題として国際的な動向とも連携した取り組みを行う必要があります。

日常生活においてもあらゆる場面で国際化の進展がみられますが、男女共同参画に関しては国ごとの意識も違うことから、国際理解を深めるための教育の充実や国際情報の収集と提供に努めます。

また、在住外国人の男性も女性も、共に地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進するため、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解や認識を深める交流等の推進に努めます。

【国籍別外国人登録人口】

(人)

	総計	ブラジル	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	パキスタン	タイ	アメリカ	ヴェトナム	その他
24年度	987	243	338	49	108	55	30	6	46	112

(資料：「統計はにゅう」平成24年版)



施策1 国際理解の推進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	国際理解を深めるための教育の充実	<p>諸外国の文化についてなどの理解を深める学習機会を提供し、市民の意識の高揚を図ります。また、語学教育を通して、児童生徒のコミュニケーション能力を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALTの活用促進 ・異文化理解の促進 ・中学生の相互派遣による姉妹都市の交流 	継続	学校教育課 秘書広報課 人権推進課
2	国際情報の収集と提供	<p>諸外国の男女共同参画の現状を知るため、その資料や情報を収集し、また、必要な情報の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する各種国際情報資料の収集と提供 	継続	人権推進課 図書館

施策2 国際交流・協力の推進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	国際交流協会等の活動への支援	<p>姉妹都市交流事業等を通じ、外国の文化を理解する機会をつくり、男女共同参画社会づくりにつながる国際協力を推進します。</p> <p>また、在住外国人との交流を深めるため、交流パーティ等国際交流協会等が主催する事業への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人向けガイドブックの作成 ・国際交流市民の会の活動支援 ・外国人のための日本語教室の開催 ・民間レベルでの交流の支援 	継続	秘書広報課

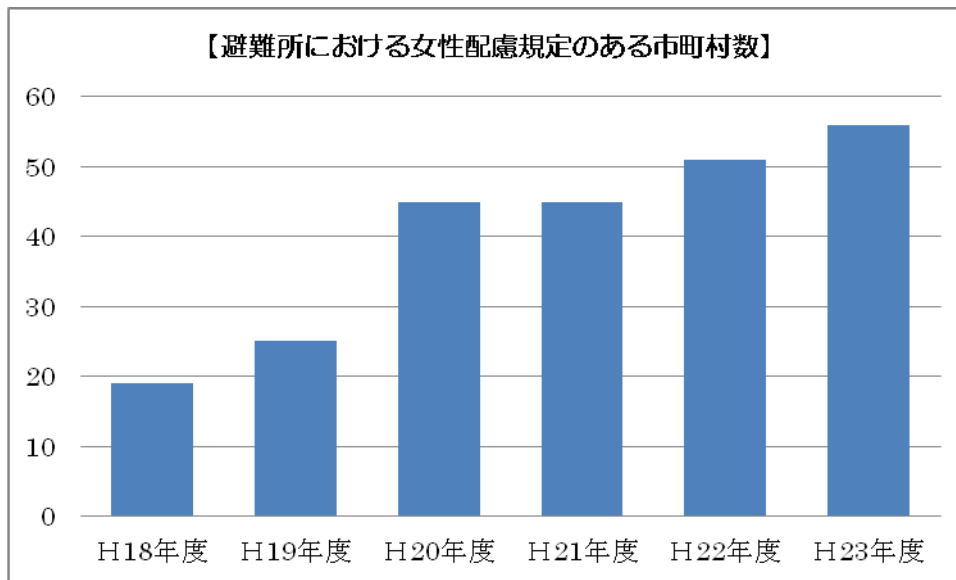
基本方針3 新たな取組みを必要とする分野における男女共同参画の促進

地域防災や防犯の分野をはじめ、まちづくり・環境等これまで女性の参画が遅れていた分野において、男女共同参画の視点に立った施策の促進が求められています。

東日本大震災においては、救助・援助、医療及び消火活動、ボランティア等、復旧・復興の担い手として多くの女性が活躍しました。そのため、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを改めて認識し、女性の意思決定の場への参画やリーダーとしての役割を担うことが必要です。

そこで、男女のニーズの違いを把握して、新たな視点で見直し、男女共同参画の促進に努めます。

なお、平成24年度に改定された「羽生市地域防災計画」には、避難所等の女性への配慮規定が盛り込まれました。



(資料：県消防防災課調べ 各年度末現在)



(H22年9月5日 第31回九都県市合同防災訓練)

施策 1 地域防災や防犯の分野における男女共同参画の促進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	防災の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防災の分野における男女共同参画を促進します。 ・自主防災組織の強化 ・自主防災組織への女性の参画促進	継続	地域振興課
2	女性の視点での災害時対応の推進	災害時の避難所設置や運営において、女性や高齢者、障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した対応を、女性の視点で推進します。 ・防災会議への女性の参画推進 ・先進団体の調査研究と地域防災計画への反映	新規	地域振興課 関係各課
3	防犯の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防犯の分野における男女共同参画を促進します。 ・地域防犯組織の強化 ・地域防犯組織への女性の参画促進 ・防犯パトロール活動の支援	継続	地域振興課

施策 2 まちづくりの分野における男女共同参画の促進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	まちづくりの分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、まちづくりの分野における男女共同参画を促進します。 ・まちづくり施策への女性の参画促進	継続	人権推進課 関係各課

施策 3 環境の分野における男女共同参画の促進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	環境の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、環境の分野における男女共同参画を促進します。 ・環境に関する分野への女性の参画促進	継続	環境課

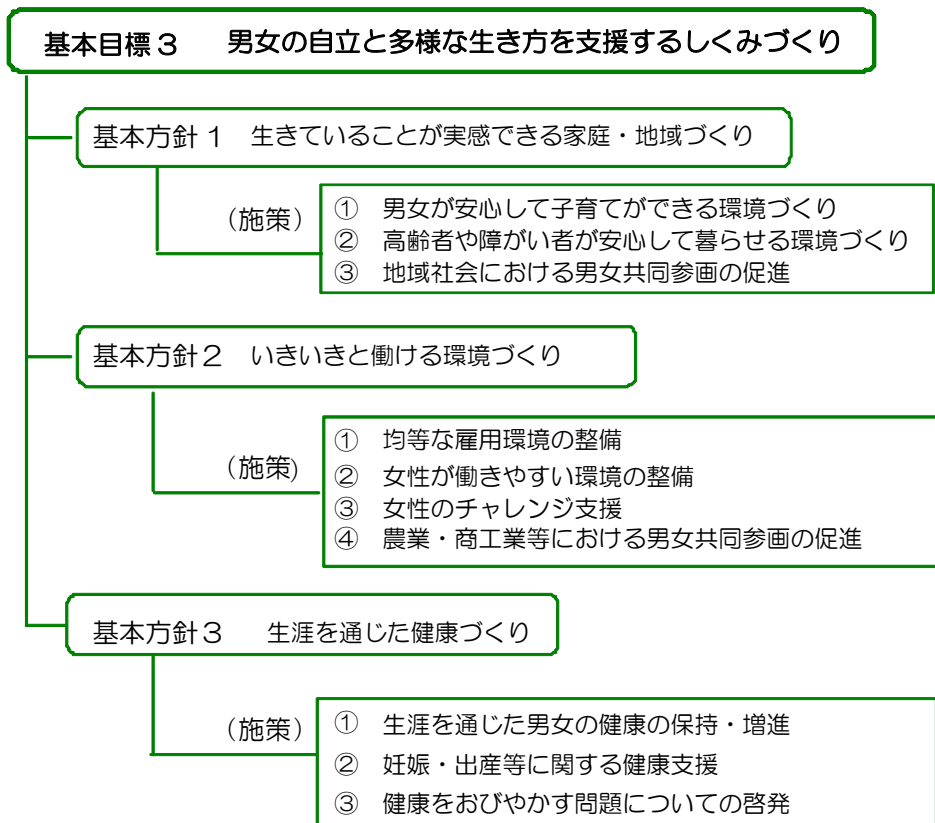
基本目標3 男女の自立と多様な生き方を支援するしくみづくり

誰もがいきいきと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認めあい、家庭、職場、地域においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

そこで、家庭と職場の両立を支援するため、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりや、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、特に団塊世代の男性の地域活動への参画を促進するとともに、地域社会における男女共同参画の促進に努めます。

さらに、男女が共にいきいきと働くことができる職場の環境整備や女性のチャレンジ支援、また、生涯を通じた男女の健康保持・増進への取り組み、妊娠・出産等に関する健康支援を実施するとともに、健康をおびやかす問題についての啓発に努めます。

【施策の体系】

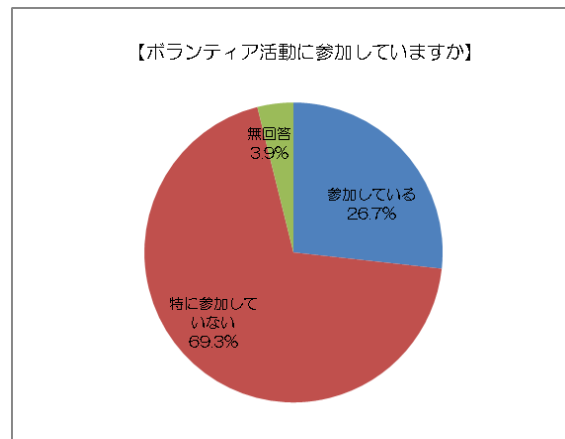
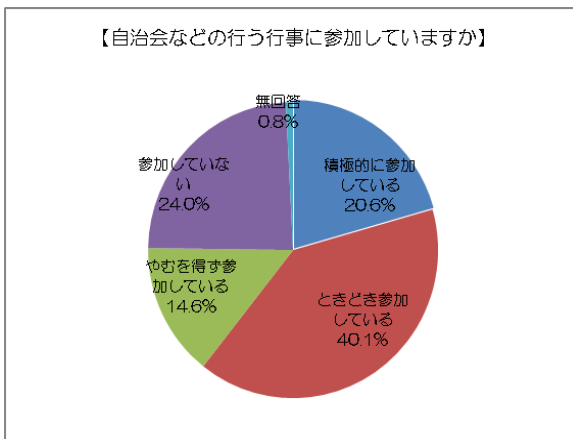


基本方針1 生きていることが実感できる家庭・地域づくり

家事や育児、介護などの家庭的責任は、男性と女性がともに担うべきであり、男女共同参画社会の基本であるといえます。しかし、現実には就労女性も含めて、その多くを女性が担っています。また、こうした家事・育児・介護などの役割を女性が担うことを当然視する社会的傾向は、女性の就労継続を阻む要因の一つとなっています。

そこで、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月）に基づき、仕事と家庭生活の両立を支援するため、多様な就労形態にあわせた保育サービスを充実するとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。また、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

さらに、豊かで活力ある地域づくりを推進するため、慣習による性別役割分担意識を是正し、地域活動における男女共同参画を促進するとともに、男性も仕事中心の生活から女性と共に地域活動に参画できるような環境整備を図ります。



（資料：平成22年度市民意識調査）



施策 1 男女が安心して子育てができる環境づくり

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	多様な就労形態にあった保育サービスの推進	通常保育をはじめ、延長保育・一時保育・土曜保育等、就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。 ・各種保育事業の推進 ・病児・病後児保育の拡充	継続	子育て支援課
2	放課後児童対策の推進	学童保育室の充実を図るとともに、放課後子ども教室推進事業を拡充し、児童が安心して過ごすことのできる場の確保に努めます。 ・学童保育事業の推進 ・放課後子ども教室推進事業(*5)の拡充	継続	子育て支援課 生涯学習課
3	地域における子育て支援の充実	地域における子育てを支援するため、地域子育て支援センター事業等の充実を図ります。 ・子育てサークル等の支援 ・地域子育て支援センター事業の充実 ・保育所機能を活用した子育て事業の推進	継続	子育て支援課 健康づくり推進課
4	ファミリー・サポートセンター事業の推進	地域において子育ての相互支援を行うため、ファミリー・サポートセンター事業を推進します。 ・ファミリー・サポートセンター事業の推進	継続	子育て支援課 社会福祉協議会
5	育児休暇制度の活用促進	男女が仕事と家庭を両立することができるよう、事業所や市民に対して育児休業制度の啓発を行い活用の促進を図るとともに、市職員に対しても利用を促します。 ・事業所へ向けた制度の普及・啓発 ・市職員の制度利用の促進	継続	人権推進課 総務課
6	ひとり親家庭等への自立支援	相談体制の充実や母子・寡婦福祉資金の貸付等により、精神的・経済的な自立が図られるよう支援します。 ・母子・寡婦福祉資金貸付制度の周知 ・ひとり親家庭等医療費支給制度の周知 ・公営住宅の活用	継続	子育て支援課 開発建築課
7	男性の家事・育児への参画促進	家庭において男性が家事・育児に参画するよう意識啓発を図るとともに、各種講座・教室等を開催します。	継続	人権推進課 生涯学習課 健康づくり推進課

		<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事参加への啓発 ・家事参加に向けた各種講座や教室の開催 		
--	--	---	--	--

＊5 放課後子ども教室推進事業

学童保育室と異なり、地域の大人の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域との交流活動に取り組むもの。

＊6 地域子育て支援センター

育児相談、情報提供、子育てサークルの支援などを行う地域の拠点施設。保育所を地域の子育て支援拠点に、入所している子どもだけではなく、在宅で子育てをしている親とその子どもを支援する。

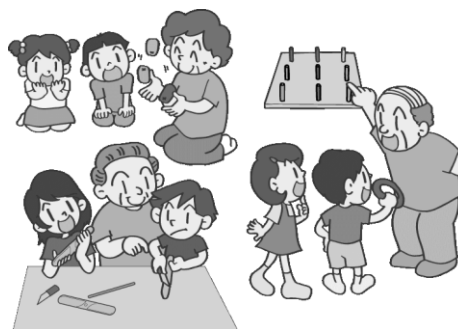
施策2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	高齢者の生きがい対策の充実	<p>高齢者の学習意欲に応えるため、学習機会の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者大学等の充実 ・世代間交流事業の推進 ・高齢者地域交流事業の推進 	継続	生涯学習課 高齢介護課 社会福祉協議会
2	介護保険・福祉サービス事業の推進	<p>介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民への支援、また、高齢者の多様なニーズに対応した各種サービス事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの整備・充実 ・福祉サービス事業の充実 ・介護保険事業計画等の推進 	継続	高齢介護課
3	高齢者の社会参画の促進	<p>高齢者として社会の中での役割を担うため、特性を生かしたボランティア活動や就業の機会を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の支援 ・シルバー人材センター事業の充実 	継続	社会福祉協議会 シルバー人材センター
4	生活基盤の整備	<p>高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険等要介護高齢者、障がい者向け住宅改修制度の活用 ・公共施設のバリアフリー化の推進 ・高齢者向け市営住宅等の充実 	継続	高齢介護課 社会福祉課 開発建築課 関係各課
5	障がい者の社会参画の促進	<p>障がい者の社会参加を支援するため、各種制度の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話、介護人派遣等の各種支援制度の充実 	継続	社会福祉課

		・障がい者の就労支援の充実		
6	介護への男性の参画促進	<p>男性も介護に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性への介護休暇制度の周知・啓発 ・男性の介護休暇の取得促進 ・介護者の集い等への男性の参加促進 	継続	<p>商工課 高齢介護課 総務課 社会福祉協議会</p>

施策3 地域社会における男女共同参画の促進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	地域活動における男女共同参画の促進	<p>男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、自治会やPTA等への男女共同参画を促進するなど、地域での共同参画への環境整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における代表者等への女性の登用促進 	継続	<p>地域振興課 生涯学習課</p>
2	女性・市民活動団体の活動支援	<p>女性の社会参加を促進するために、女性・市民活動団体の育成や支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性団体や市民活動団体の支援 	継続	<p>地域振興課 人権推進課 生涯学習課</p>
3	男性の地域活動への参画促進	<p>定年を迎える人たちに対応して、男性が地域活動に積極的に参画するよう啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・情報紙等による啓発 ・地域活動参画促進に向けた講座等の開催 	継続	<p>地域振興課 人権推進課 生涯学習課</p>
4	地域活動推進のための学習機会の充実	<p>女性の地域活動を推進するため、各種ボランティア養成講座等の充実を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座の開催（再掲） ・各種ボランティア養成講座の開催 	継続	<p>生涯学習課 地域振興課 社会福祉協議会</p>



基本方針2 いきいきと働ける環境づくり

雇用の場においては、男女がともに働きやすい環境と継続した労働の場が確保されることを誰もが望むものです。

しかしながら、雇用や賃金、昇進の面での男女格差は大きく、実質的な男女平等は実現していない現状があります。

そのため、事業主等に対する男女の雇用機会の均等についての普及・啓発に努めるとともに、企業における女性の活用に向けた積極的格差是正措置の促進等均等な雇用環境の整備をはじめ、再就職や起業等女性のチャレンジ支援事業を推進します。

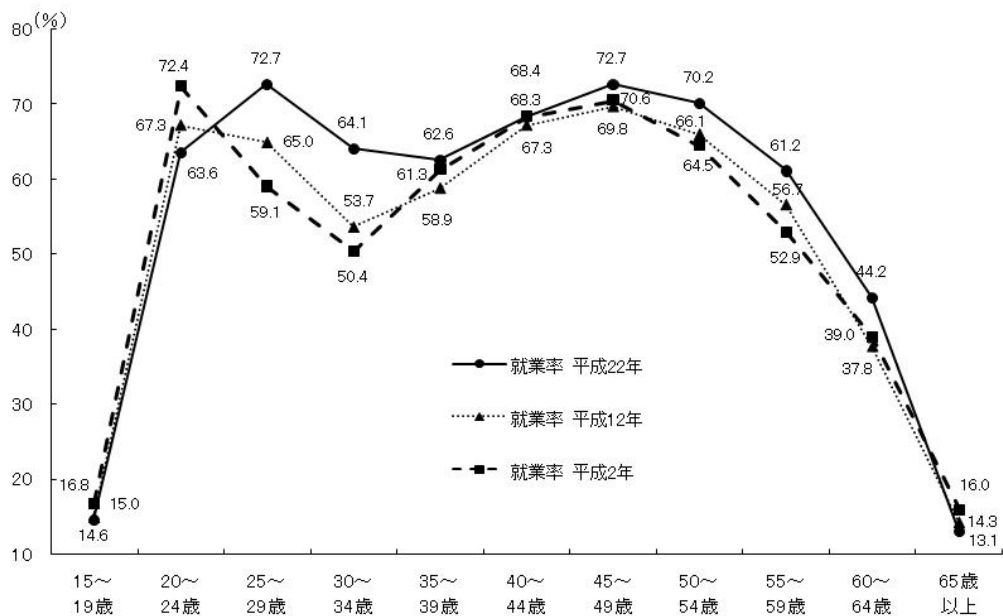
また、ワーク・ライフ・バランス(*7)が人生を豊かに生きるために大切であることを周知・啓発するとともに、男性の育児休業・介護休業の取得促進など、企業等への働きかけを行うことが必要であり、出産・子育て期において、就業の継続を希望する女性が仕事を続けられるよう、再就職を希望する女性が容易に職につけるよう、環境整備に努めます。

さらに、農業、自営商工業等において女性は重要な担い手であり、その貢献に見合う評価が得られ、持っている能力を十分発揮できるよう、就労環境の整備について働きかけていきます。

※7 ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

【女性の年齢階級別就業の変化】



資料：平成22年度 厚生労働省

施策 1 均等な雇用環境の整備

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	事業主等に対する啓発活動の促進	男女雇用機会均等法等の普及に努めるとともに、企業等における女性の活用に向けた啓発活動を促進します。 ・男女雇用機会均等法、労働基準法等関係法令の周知・啓発	継続	商工課 人権推進課
2	労働情報の提供	女性の就労を支援するため、関係機関と連携して各種就労情報を収集・提供します。 ・ハローワーク求人情報の提供 ・ふるさとハローワークの有効活用	継続	商工課 人権推進課

施策 2 女性が働きやすい環境の整備

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	ワーク・ライフ・バランス(*7)についての意識啓発の推進	情報紙やホームページにワーク・ライフ・バランスについての情報を掲載するとともに、講座等の参加者に対し、各種制度の周知や啓発を行います ・情報紙・ホームページ等による啓発 ・講座等の参加者への啓発 ・事業所等への啓発	新規	人権推進課 商工課
2	男性の育児・介護休業取得に向けた意識啓発	各種講座やセミナー・広報紙などを活用し、男性の育児・介護休業取得に向けた意識啓発を行います。 ・情報紙・ホームページ等による啓発 ・情報コーナーの活用	新規	総務課 人権推進課 商工課
3	M字カーブ(*8)問題の解消	M字カーブ問題を解消するため、雇用機会の維持・拡大を図り女性の就業機会の拡充に努めます。 ・知識の習得や意識向上のための講座の開催	新規	人権推進課 商工課

*8 M字カーブ

女性の就業率が出産、子育て期において大きく低下すること。

施策3 女性のチャレンジ支援

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	女性のキャリアアップの支援	<p>埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの活用などにより、女性の起業やキャリアアップを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資格取得講座の開催 ・キャリアアップに関する情報の提供 	継続	商工課 人権推進課
2	多様な働き方に対する支援	<p>再就職や再チャレンジのための支援及び労働条件の改善に向けた啓発等を実施し、多様な働き方を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による起業支援及び情報提供 ・再就職準備セミナーの開催 ・ひとり親家庭高等技能訓練促進事業の推進 	継続	人権推進課 商工課 子育て支援課
3	就業に関する相談体制の整備・充実	<p>関係機関と協力して、就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談事業を実施するとともに、ひとり親家庭等の女性に対する職業能力の向上や求職活動について支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働等に関する相談の実施 ・ひとり親家庭相談の充実(再掲) 	継続	商工課 子育て支援課

施策4 農業・商工業等における男女共同参画の促進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	女性農業者への支援	<p>女性農業者がいきいきと働き能力が発揮できるよう、研修機会を充実するとともに女性の農業経営や地域社会への参画を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結(*9)の推進 ・農業女性活動の推進と支援(さいたま農村女性アドバイザー*10) ・農業加工技術、資質向上のための研修会等の実施(ふるさとの味伝承士*11) 	継続	農政課
2	自営の商工業等における男女共同参画の促進	<p>自営の商工業等に従事する女性の正当な評価が得られるよう啓発活動を実施するとともに、方針決定過程や経営への参画が進むよう研修会の開催や啓発活動に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業女性組織への支援 ・経営能力向上のための研修会等の実施 	継続	商工課

*9 家族経営協定

個々の世帯員が対等な立場で共同して経営体づくりとその運営に参画できるように、家族間で就業条件や役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを文書で行うこと。

*10 さいたま農村女性アドバイザー

地域において積極的に農業経営や地域社会に参画している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として知事が認定している。農業委員や審議会委員として活動や各種研修会での講演、女性農業者の社会参画に関する指導助言などを行う。

*11 ふるさと味の伝承士

伝統的な食文化の伝承活動による地元農産物の普及と農業の振興を図ることを目的として、伝統的食生活技術を有する人を知事が認定している。

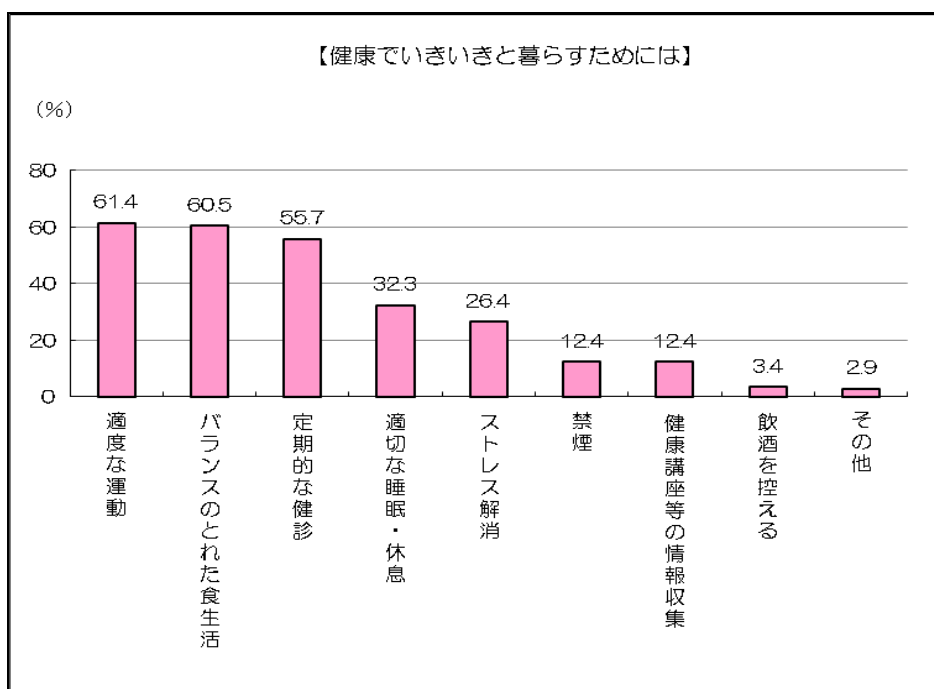


基本方針3 生涯を通じた健康づくり

生涯を通じて心身がともに健康でいきいきと安心して暮らせることは、全ての人の望みであり、最も重要なことで、また、男女がともに自立して生きていくための基本的な要件でもあります。

そのためには、男女が自分の健康を守り、保持・増進することを支援するための健診や相談事業の推進、気軽に参加できるスポーツ機会の提供など、地域に密着した健康づくりを推進する必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をはじめ、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。自らの身体についての正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるように、健康の保持・増進の施策の充実に努めます。



(資料：平成 22 年度市民意識調査)

施策 1 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	健康づくり市民組織活動への支援	<p>市民組織による健康づくりの普及・啓発を図るための活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康運動普及推進員協議会の活動支援 ・食生活改善推進員協議会の活動支援 ・母子愛育会の活動支援 	継続	健康づくり推進課
2	健康教育・健康相談の充実	<p>健康管理及び健康についての自覚を促すため、健康教育・健康相談等を実施し、生涯における健康保持及び体力の増進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の充実 ・健康相談の実施 ・健康増進事業の推進 ・各種スポーツ教室の実施 	継続	健康づくり推進課 スポーツ振興課
3	健康診査の充実	<p>市民の健康管理を推進するため、各種健康診査を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査、特定健康診査、健康診査の受診率向上 ・各種がん検診の受診率向上 ・骨粗しょう症予防検診の実施 ・成人歯科健診の実施 	継続	健康づくり推進課
4	精神保健事業の充実	<p>心の相談に専門家が対応する精神保健事業を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医・臨床心理士による心の健康相談の実施(再掲) 	継続	健康づくり推進課

施策 2 妊娠・出産等に関する健康支援

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*12)についての啓発	妊娠や出産について、自分自身のライフサイクルの中で自己決定できるように意識の啓発に努めます。 ・安全な妊娠等に関する情報の提供 ・出産についての意思決定・権利についての周知	継続	健康づくり推進課 人権推進課
2	母子保健事業の充実	妊婦健康診査や産婦訪問指導により妊産婦・新生児等の健康保持・増進を図ります。 ・妊婦健康診査の実施 ・妊産婦・新生児訪問等の充実	継続	健康づくり推進課
3	母性保護に関する教育と情報の提供	母性の重要性についての認識を深めるため、学校教育における性教育の充実と市民等への情報提供を図ります。 ・学校における性教育(再掲)の推進 ・パパママクラスの開催 ・健康教室関係等の情報提供	継続	学校教育課 健康づくり推進課
4	不妊に対する支援	不妊に悩む夫婦に対して、経済的・精神的な負担の軽減を図るため、治療費の助成を行います。 ・不妊治療に関する治療費の助成	継続	健康づくり推進課

※12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産・子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。



施策3 健康をおびやかす問題についての啓発

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	HIV、性感染症に関する情報の提供	<p>HIV を含む性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を推進し、HIV 等の蔓延防止を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV 等に関する正しい知識の普及・啓発 ・ HIV 等に関する相談・検査事業の情報提供 ・ 小・中学生を対象とした薬物乱用防止に関する知識の普及啓発 ・ 健康相談の実施（再掲） ・ 思春期保健事業の推進 	継続	健康づくり推進課 学校教育課
2	飲酒・喫煙防止の啓発活動	<p>飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットやポスター等による啓発 ・ 未成年者への健康教室の開催 	継続	健康づくり推進課 学校教育課



基本目標4 人権が尊重されDVのないまちづくり

(羽生市 DV 防止基本計画)

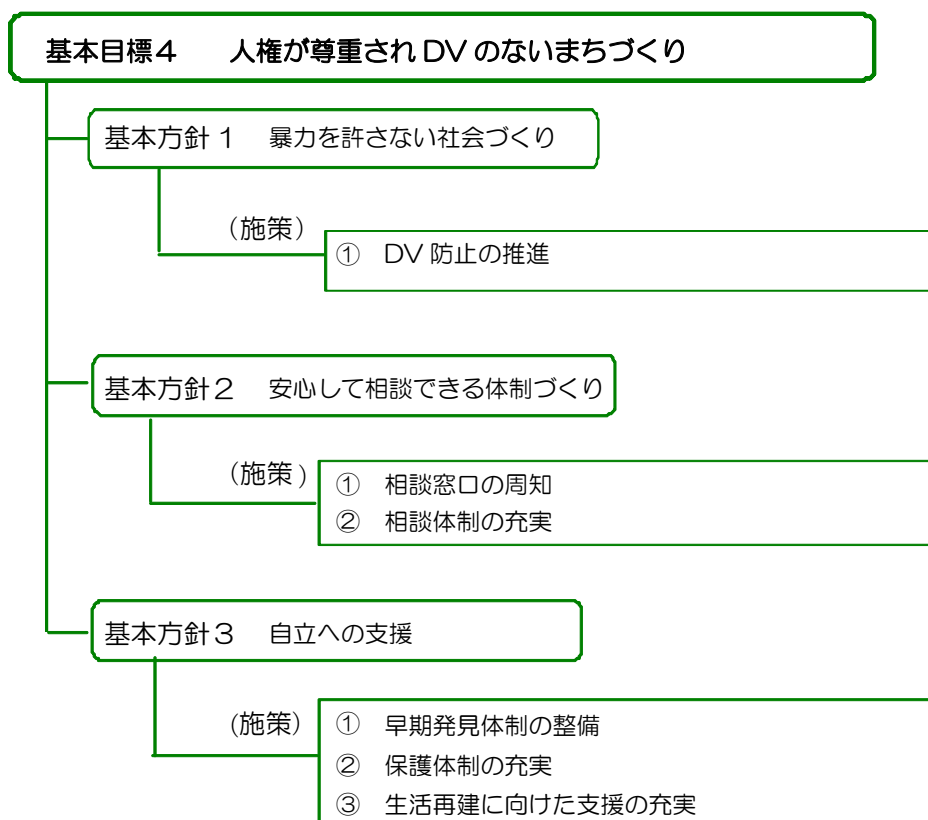
男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。とくに配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」(*13)といいます。)は、家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり潜在化しやすくなります。また、親密な間柄で起こる暴力のため、加害者に罪の意識が薄く被害が深刻化する傾向があります。

男女共同参画の実現を阻むDV等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められています。また、デートDV（恋人間における暴力）などについての周知・啓発を進め、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

*13 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性から振られる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。

【施策の体系】



基本方針1 暴力を許さない社会づくり

DVを生み出さないためには、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということに気付けるよう、家庭、地域、学校、職場等で啓発を行い、また、DVを容認しない社会の実現が必要です。特に子どもや若い世代に対しては、DVの正しい理解を図るための取組みが必要です。子どもがDVを目撃することは、児童虐待にあたり、子ども自身が暴力の対象となる場合もあります。

本市では、DV防止のための啓発資料を作成し、講座の開催などを行っています。しかし、潜在的なDV被害者がいると推測され、今後、さらに啓発活動を拡充していく必要があります。

その際には、警察や児童相談所等の関係機関、自治会長や民生委員・児童委員など地域との連携・協力が不可欠となります。

施策1 DV防止の推進

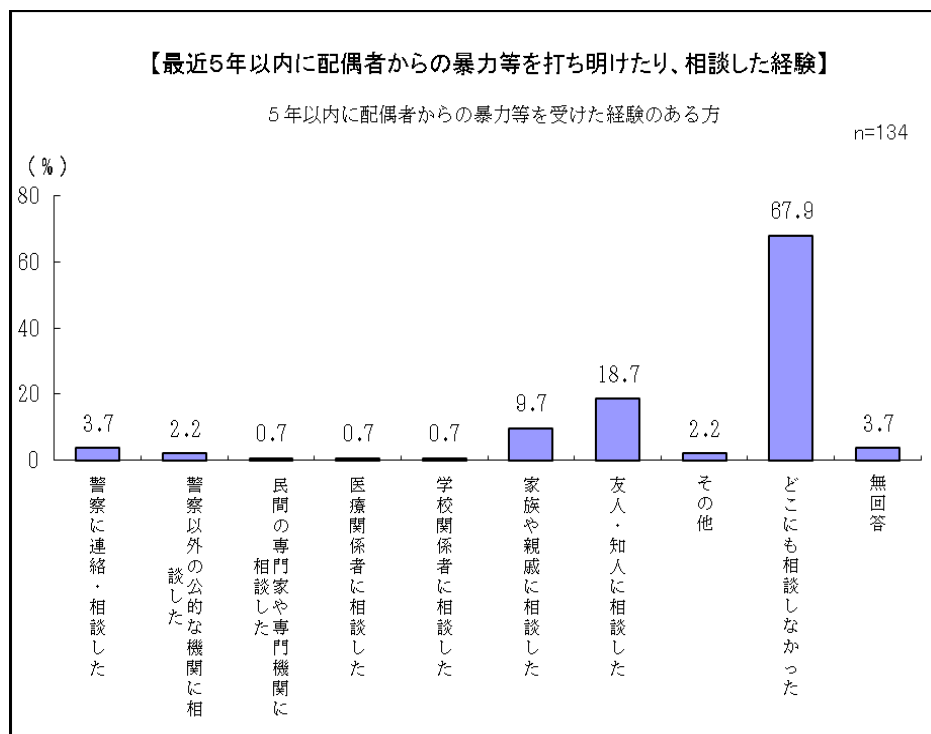
No.	取組名	事業	区分	担当課
1	様々な媒体を利用したDV防止に関する啓発活動	広報紙・ホームページ等を利用し、暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます。 ・女性に対する暴力をなくす運動に合わせた広報 ・児童虐待防止推進月間に合わせた広報	継続	人権推進課 子育て支援課
2	配偶者等からの暴力の防止啓発	配偶者等に対する暴力防止や人権意識の高揚のため、講演会や研修会を実施します。また、関係機関との連携により暴力の防止に努めます。 ・関係資料等の収集と提供 ・講演会・研修会の開催 ・暴力排除運動の推進 ・犯罪被害者相談の実施	継続	人権推進課 地域振興課
3	児童虐待防止の支援、ネットワークの強化	すぐに対応できる相談体制の整備と、児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に努めます。 ・児童相談室の充実 ・虐待防止ネットワークの強化	継続	子育て支援課 社会福祉課 人権推進課

基本方針 2 安心して相談できる体制づくり

平成19年のDV防止法の改正に伴い、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるようになるなど、配偶者等の暴力に対する市町村の取組みの強化が求められています。しかし、相談窓口の認知度は本市においても高くはなく、被害者にとっての身近な相談窓口としてさらなる周知が必要です。

また、一層複雑・多様化する社会情勢のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の専門性の確保を図るとともに、関係機関のネットワーク化を進めていく必要があります。

また、より多様な相談内容に対応できるよう、研修機会の充実を図り、さらに関係機関が情報を共有し、充実した相談体制を確立します。



(資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成23年度)

施策1 相談窓口の周知

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	DVに関する相談窓口や支援情報についての周知	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。 ・リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知 ・相談窓口の外国人への周知と、母国語による相談の推進	継続	人権推進課 子育て支援課 関係各課

施策2 相談体制の充実

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	DV被害者保護支援に関する研修への参加促進及びDVの二次被害の防止	DV被害者の相談、支援に携わる相談員・職員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。 ・職員等のDV被害者保護支援に関する研修への参加	継続	人権推進課 子育て支援課 関係各課
2	障がい者・高齢者虐待の防止のための相談体制の整備	虐待の通報義務などを市民に周知を図り、充実した相談体制を確立します。 ・虐待防止における情報収集ができ、共同で相談体制を組めるネットワークづくり	継続	社会福祉課 高齢介護課 関係各課
3	関係機関との連携の推進	DVやストーカー行為の防止と被害者保護のため、関係機関との連携を推進します。 ・事例検討会議を随時開催する等連携の強化 ・DV連絡会議の開催	継続	人権推進課 社会福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課 高齢介護課 市民生活課



基本方針 3 自立への支援

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。

通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努めることが必要です。

また、被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、必要な情報提供や支援に取り組みます。

施策 1 早期発見体制の整備

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	関係職員や保護者等への意識啓発	<p>教職員、保育士、医師、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をし、早期発見のための体制を整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員や保護者への意識啓発 ・被害者保護のための情報管理の徹底 ・医療機関や学校等との連携 ・地域や民生委員・児童委員への啓発 	継続	<p>学校教育課 子育て支援課 健康づくり推進課 市民生活課 社会福祉課 社会福祉協議会</p>

施策 2 保護体制の充実

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	関係機関の連携強化による一時保護システムの構築	<p>県、児童相談所、警察など関係機関との連携や制度の整備により、被害者保護のための一時保護システムを構築していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携強化 ・緊急一時保護システムの構築 	継続	<p>人権推進課 子育て支援課 健康づくり推進課 学校教育課 市民生活課 社会福祉課</p>

施策3 生活再建に向けた支援の充実

No.	取組名	事業	区分	担当課
1	生活再建に向けた支援の充実	DV被害などに起因するひとり親家庭等の就労をはじめ、自立に向け、制度を活用した支援の充実に努めます。 ・福祉制度等を活用した支援の充実 ・ひとり親家庭相談 ・関係機関と連携した就労支援	継続	人権推進課 子育て支援課 社会福祉課
2	被害者の自立支援の充実	被害者支援のため、関係機関と連携し、自立支援の充実に努めます。 ・関係機関との連携による救済システムの充実 ・緊急保護施設との連携	継続	人権推進課 社会福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課



第4章 プランの推進体制と進行管理

第4章 プランの推進体制と進行管理

1 プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、本プランを効果的に推進し目標を達成するため、市、市民及び事業者等が一体となった推進体制の整備・充実に努めます。

また、市政の範囲を超える課題については、国、県と連携し対応を図るとともに、羽生市女性会議や庁内体制の機能充実に努めます。

(1) 羽生市女性会議の機能充実

プランの進捗状況や事業の評価など、プラン推進に関する重要事項を協議します。また、施策の推進に資するため、女性会議の意見を積極的に施策へ反映させていきます。

(2) 羽生市女性政策庁内推進会議の充実

関係各課間の取組み情報の共有と調整を行い、プランを総合的・計画的に推進します。

(3) 市民、各種団体、事業者等との連携

プランの推進に市民の声が反映されるよう、市民、各種団体等と連携を図ります。また、事業者に対しても、必要な措置を講じていただけるよう連携を深め、プランの推進を図ります。

(4) 国、県等関係機関との連携

男女共同参画に関わる問題は広範多岐にわたるため、国、県、その他関係する行政機関や教育機関と情報交換を行うなど、相互に連携を図りながら推進します。

(5) プランの周知

市広報やホームページへの掲載とともに、各種研修会等あらゆる機会を通じて、また、地域、職場、学校などのさまざまな場で、本プランの周知に努めます。

2 プランの進行管理

本プランを実効性のあるものとするため、「羽生市女性会議」及び「羽生市女性政策庁内推進会議」等において、進行管理を着実に進め、進捗状況の点検、評価に努めます。

- (1) 推進状況の進行管理
- (2) 進捗状況の点検・評価

3 調査・研究・情報提供

本プランを推進するため、推進体制の整備・充実、計画の進行管理とともに、男女共同参画に関連する施策等の調査・研究及び情報提供に努めます。

4 推進指標

NO	基本 目標	基本 方針	施策	指 標	現状値 (調査年度)	目標値 (目標年度)	掲載ページ
1	1	1	1	固定的役割分担に賛成しない人の割合 【指標の定義】 調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」を併せた数字	69.0% (平成25年度)	80.0% (平成30年度)	8
2	1	2	3	「慣習・しきたり・社会通念などの分野で」男女の地位が平等であると思う割合 【指標の定義】 調査において、男女が「平等である」と感じている人の割合	15.3% (平成25年度)	45.0% (平成30年度)	12
3	2	1	1	審議会等の女性委員の割合 【指標の定義】 女性委員数／審議会等の委員数	22.4% (平成25年度)	30.0% (平成30年度)	18
4	2	1	1	女性委員を含む審議会等の割合 【指標の定義】 女性委員を含む審議会の数／審議会の数	74.3% (平成25年度)	80.0% (平成30年度)	18
5	2	3	1	防災会議の女性委員数 【指標の定義】 羽生市防災会議における女性委員の数	4名 (平成25年度)	5名 (平成30年度)	22
6	3	1	1	病児・病後児保育の実施設数 【指標の定義】 市内の保育所(園)で、病児・病後児保育を実施する施設の数	2 (平成25年度)	3 (平成30年度)	25
7	3	3	1	女性の特定健康診査受診率 【指標の定義】 市が実施する特定健康診査での受診率	40.6% (平成24年度)	60.0% (平成30年度)	33
8	4	1	1	DV防止に関する情報提供・媒体数 【指標の定義】 DV根絶に向けた社会づくりのための啓発事業での広報等媒体数	2媒体 (平成25年度)	5媒体 (平成30年度)	37
9	4	2	2	DV防止ネットワーク会議の定期的な開催 【指標の定義】 DVに悩む市民に適切な対応ができるよう関係機関による定期的な連絡会議の開催	随時 (平成25年度)	定期開催 (平成30年度)	39

資 料 編

◆ 第 2 次はにゆう男女共同参画プラン改訂版作成経過	46
◆ 羽生市女性会議設置要綱	47
◆ 羽生市女性会議委員名簿	48
◆ 羽生市女性政策庁内推進会議設置要綱	49
◆ 羽生市女性政策庁内推進会議委員名簿	51
◆ 羽生市女性政策庁内推進会議専門部会設置要領	52
◆ 羽生市女性政策庁内推進会議専門部会委員名簿	54
◆ 男女共同参画に関する世界・国・県・市の動き	55
◆ 関係法令	58
・ 男女共同参画社会基本法	58
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	62
・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	71
・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	80

第2次はにゅう男女共同参画プラン改訂版作成経過

年月日	女性会議	女性政策庁内推進会議 庁内推進会議専門部会	その他
平成21年3月			第2次はにゅう男女共同参画プラン策定
平成25年9月1日		庁内推進会議委員委嘱	
平成25年9月10日		庁内推進会議専門部会委員委嘱	
平成25年10月1日	委員委嘱		
平成25年10月30日		庁内推進会議専門部会	
平成25年11月11日	第1回女性会議		
平成25年11月21日		庁内推進会議	
平成26年1月29日	第2回女性会議		
平成26年2月28日～ 3月31日			パブリック・コメントの実施

羽生市女性会議設置要綱

(設置)

第1条 羽生市における女性問題の現状と施策について、広く意見を聴取し、女性に関する総合的施策の推進に資するため、羽生市女性会議（以下「女性会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 女性会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 羽生市女性行動計画策定及び推進に関すること。
- (2) 羽生市における女性問題に関すること。
- (3) その他女性問題に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 女性会議は、委員20人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 女性会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があるとき、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 女性会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、女性会議の運営に関して必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

羽生市女性会議委員名簿

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

No	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	梅 原 優 子	羽生地区更生保護女性部会	
2	小 澤 和 恵	埼玉純真短期大学	会 長
3	斎 藤 純 子	公 募	
4	篠 田 幸 雄	羽 生 市 商 工 会	
5	諸 徳 寺 富 士 子	公 募	副 会 長
6	武 井 改 子	公 募	
7	立 川 文 子	民生委員・児童委員協議会	
8	出 井 美 智 子	公 募	
9	十 束 由 紀 江	公 募	
10	浜 本 由 理	公 募	
11	半 田 か ほ る	公 募	
12	福 田 裕 史	青 年 会 議 所	
13	渡 辺 由 紀 子	羽生市保育連絡協議会	
14	矢 島 栄 子	女性センター運営委員会	
15	矢 辺 俊 治	羽生市公民館連絡協議会	

(五十音順)

羽生市女性政策庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 羽生市における男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、羽生市女性政策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 女性に関する政策の推進に関すること。
- (2) 女性問題に関する意識の啓発を図ること。
- (3) 女性に関する政策について、関係各部課相互の連絡調整に関すること。
- (4) その他、女性問題に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議委員は、別表に掲げる職にあるものをもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は総務部長の職にあるものを充てる。

- 2 副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、特に必要と認める時は、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(専門部会の設置等)

第6条 推進会議は、必要な事項を調査、研究するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の設置及び運営に関しては、別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属部	職名	備考
総務部	総務部長	会長
	秘書広報課長	
	総務課長	
	地域振興課長	
	人権推進課長	
企画財務部	企画課長	
市民福祉部	社会福祉課長	
	子育て支援課長	
	健康医療課長	
	高齢介護課長	
	市民生活課長	
経済環境部	商工課長	
	農政課長	
	環境課長	
学校教育部	学校教育課長	
生涯学習部	生涯学習課長	
	スポーツ振興課長	

羽生市女性政策庁内推進会議委員名簿

(平成 25 年 9 月 1 日現在)

No.	所 属 等	氏 名	職 名	備 考
1	総 務 部	田 沼 利 之	総 務 部 長	会 長
2		飯 塚 丈 記	秘書広報課長	
3		小 菅 芳 和	総 務 課 長	
4		秋 山 尚 幸	地域振興課長	
5		根 岸 邦 雄	人権推進課長	
6	企画財務部	原 田 透	企 画 課 長	
7	市民福祉部	久保田 悦 子	社会福祉課長	副会長
8		関 口 進	子育て支援課長	
9		宇都木 一男	健康医療課長	
10		清 水 昭 雄	高齢介護課長	
11		田 沼 隆	市民生活課長	
12	経済環境部	小 磯 行 男	商 工 課 長	
13		立 花 孝 夫	農 政 課 長	
14		阿 部 幸 夫	環 境 課 長	
15	学校教育部	栗 原 利 夫	学校教育課長	
16	生涯学習部	池 澤 一 記	生涯学習課長	
17		橋 本 直 樹	スポーツ振興課長	

羽生市女性政策庁内推進会議専門部会設置要領

(設置)

第1条 羽生市女性政策庁内推進会議設置要綱第6条の規定に基づき、羽生市女性政策庁内推進会議専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 専門部会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から羽生市女性政策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）会長が指名する。

(1) 別表に掲げる課に属する課長が当該課に属する職員の中から推薦する職員

(2) その他調査研究に必要な職員

3 推進会議会長は、前項第1号の規定により推薦され、かつ、指名された委員が異動したときは、新たに委員を指名することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項及び第3項による指名があった日から第4条第4項による報告が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 専門部会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、専門部会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

4 会長は、特定事項にかかる調査研究が終了したときは、その経過及び結果を整理し、すみやかに推進会議会長に報告するものとする。

(会議)

第5条 専門部会は、会長が招集し議長となる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年9月10日から施行する。

別表（第2条関係）

部	課
総務部	秘書広報課
	総務課
	地域振興課
	人権推進課
市民福祉部	社会福祉課
	子育て支援課
	健康医療課
	高齢介護課
	市民生活課
経済環境部	商工課
	農政課
	環境課
	環境課
まちづくり部	開発建築課
学校教育部	学校教育課
生涯学習部	生涯学習課
	スポーツ振興課
	図書館

羽生市女性政策庁内推進会議専門部会委員名簿

(平成25年9月10日現在)

No.	課 名	職 名	氏 名	備 考
1	秘 書 広 報 課	課長補佐	栗 原 繁	副会長
2	総 務 課	係長	出 井 昭 悟	
3	地 域 振 興 課	係長	須 永 正 弘	
4	人 権 推 進 課	係長	田 中 幸 子	
5	社 会 福 祉 課	係長	橋 本 華 子	
6	子 育 て 支 援 課	課長補佐	寺 崎 和 代	会 長
7	健 康 医 療 課	係長	曾 根 美 津 子	
8	高 齢 介 護 課	主査	松 本 美 雪	
9	市 民 生 活 課	係長	武 村 雅 子	
10	商 工 課	技師	菊 池 睦 美	
11	農 政 課	主査	川 田 房 善	
12	環 境 課	主査	水 野 直 子	
13	開 発 建 築 課	係長	横 山 恵 一	
14	学 校 教 育 課	主査	渡 辺 由 香 里	
15	生 涯 学 習 課	主査	柿 沼 秀 子	
16	ス ー プ ー ツ 振 興 課	主査	根 岸 剛	
17	図 書 館	主査	相 澤 陽 子	

男女共同参画に関する世界・国・県・市の動き

世界では・・・

- 1975(昭和 50)年 ・「国際婦人年 世界会議」(メキシコシティ)にて「世界行動計画」を採択
- 1976(昭和 51)年 ・「国際婦人の 10 年」
(~1985(昭和 60)年) (世界の女性の自立と地位の向上の取り組み)
- 1979(昭和 54)年 ・「女子差別撤廃条約」(*通称)を採択
- 1980(昭和 55)年 ・「第 2 回世界女性会議」(コペンハーゲン)
- 1981(昭和 55)年 ・ILO 第 156 号「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」採択
- 1985(昭和 60)年 ・「第 3 回世界女性会議」(ナイロビ) …「ナイロビ将来戦略」を採択
- 1993(平成 5)年 ・「世界人権会議」(ウィーン) …女性の平等の地位と女性の人権について採択
- 1994(平成 6)年 ・「国際人口・開発会議」(カイロ) …女性の性に関する健康と権利を課題とする
- 1995(平成 7)年 ・「第 4 回世界女性会議」(北京) …「北京宣言」及び「行動綱領」を採択
- 1999(平成 11)年 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採決
- 2000(平成 12)年 ・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) …「政治宣言」「成果文書」を採択
- 2005(平成 17)年 ・第 49 回国連婦人の地位委員会閣僚会議「北京+10」(ニューヨーク) …「宣言」「決議」を採択
- 2006(平成 18)年 ・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)
- 2007(平成 19)年 ・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)
- 2010(平成 22)年 ・第 54 回国連婦人の地位委員会閣僚会議「北京+15」(ニューヨーク)

わが国では・・・

- 1975(昭和 50)年 ・「婦人問題企画推進本部」設置
- 1977(昭和 52)年 ・「婦人の 10 年国内行動計画」策定
- 1985(昭和 60)年 ・「国籍法」・「戸籍法」一部改正
・「男女雇用機会均等法」制定
・「女子差別撤廃条約」の批准
- 1987(昭和 62)年 ・「西暦 2000 年にむけての新国内行動計画」を策定
- 1991(平成 3)年 ・「西暦 2000 年にむけての新国内行動計画」第 1 次改定
・「育児休業等に関する法律」制定
- 1993(平成 5)年 ・「パートタイム労働法」(*通称)制定
- 1994(平成 6)年 ・総理府「男女共同参画室」設置・「男女共同参画推進本部」設置
・「男女共同参画審議会」設置
- 1995(平成 7)年 ・ILO 第 156 号「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等

- ・待遇に関する条約」批准
- ・育児休業法一部改正（介護休業制度の法制化）
- 1996(平成 8)年 ・「男女共同参画推進連携会議」（えがりてネットワーク）発足
- ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定
- 1997(平成 9)年 ・「男女雇用機会均等法」一部改正…セクハラへの事業主配慮義務を規定
- 1999(平成 11)年 ・「男女共同参画社会基本法」制定
- 2000(平成 12)年 ・「男女共同参画基本計画」策定
- 2001(平成 13)年 ・「DV 防止法」（＊通称）制定
- 2003(平成 15)年 ・「次世代育成支援対策推進法」施行
- 2004(平成 16)年 ・「DV 防止法」一部改正（暴力の定義拡大等）
- ・育児・介護休業法一部改正（育児休業期間の延長）
- 2005(平成 17)年 ・「男女共同参画基本計画」（第 2 次）策定
- 2007(平成 19)年 ・「男女雇用機会均等法」一部改正
- ・「DV 防止法」一部改正
- 2010(平成 22)年 ・「男女共同参画基本計画」（第 3 次）策定
- ・育児・介護休業法一部改正
- 2013(平成 25)年 ・「DV 防止法」一部改正

埼玉県では・・・

- 1976(昭和 51)年 ・生活部婦人児童課に婦人問題総合窓口を設置
- 1977(昭和 52)年 ・企画財政部婦人問題企画室長設置
- ・「埼玉県婦人問題協議会」設置
- 1979(昭和 54)年 ・県民部婦人問題企画室長設置
- 1980(昭和 55)年 ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
- ・県民部婦人対策課設置 ・婦人関係行政推進会議設置
- 1984(昭和 59)年 ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定
- 1986(昭和 61)年 ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
- 1987(昭和 62)年 ・県民部婦人対策課を婦人行政課に名称変更
- 1990(平成 2)年 ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定
- 1991(平成 3)年 ・婦人行政課を女性政策課に名称変更
- 1995(平成 7)年 ・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定
- 1996(平成 8)年 ・「世界女性みらい会議」（ソニックシティ）
- 1997(平成 9)年 ・「女性関係行政推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改組
- 2000(平成 12)年 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」制定
- ・苦情処理機関の設置
- 2001(平成 13)年 ・女性政策課を男女共同参画課に名称変更

- 2002(平成 14)年 ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」 策定
・「With You さいたま」(埼玉県男女共同参画推進センター) 開設
- 2007(平成 19)年 ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の一部見直し
- 2009(平成 21)年 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(H21~H23 年度) を策定
- 2012(平成 24)年 ・「埼玉県男女共同参画 基本計画」策定
・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定

羽生市では・・・

- 1995(平成 7)年 ・企画部企画調整課に女性政策係を設置
・「羽生市女性会議」設置
・「男女共生社会にむけての市民意識調査」実施
- 1996(平成 8)年 ・「羽生市女性行動計画策定委員会」設置
- 1997(平成 9)年 ・「羽生市女性センター」設置
- 1998(平成 10)年 ・「女性のための相談室」設置
- 1999(平成 11)年 ・「はにゅう男女共同参画プラン」策定
・企画部企画調整課から企画財政部企画課に組織改正 女性政策係を女性政策推進
担当に名称改正
- 2002(平成 14)年 ・男女共同参画情報紙「みらい」を創刊
- 2006(平成 18)年 ・女性政策推進担当から男女共同参画係に名称改正
・「羽生市民意識調査」実施
- 2008(平成 20)年 ・企画財政部企画課から総務部人権推進課に組織改正
・「はにゅう男女共同参画プラン」(第2次)策定
- 2011(平成 23)年 ・「羽生市民意識調査」実施
- 2013(平成 25)年 ・「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート
調査」実施
- 2014(平成 26)年 ・「はにゅう男女共同参画プラン」(第2次)の中間年見直し
・「羽生市 DV 防止基本計画」策定

関係法令

◆男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人の人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、

かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(国際的強調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的強調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた政策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

らない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的強調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的強調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（措置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（2）男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者。

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員に任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正 平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組みが行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

- 第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実

上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一

時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2

項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令を定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法

律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に

あつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に於いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しく

はその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない

ことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りではない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 1 2 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについて裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのでき

ない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続きについて、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続きに関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)

の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続きに関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業

務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談委員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談委員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表に

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載がある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経

過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用につい

ては、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年法律第113号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年法律第72号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

◆雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和47年7月1日法律第113号
最終改正：平成24年6月27日法律第42号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念のっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実

態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 1 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 2 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生 の措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 3 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 4 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野にお

ける男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

1 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

2 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成

3 前号の計画で定める措置の実施

4 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備

5 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6

条第1項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から30日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第25条 第18条第1項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属

する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 1 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 2 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 雑則

(調査等)

- 第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
 - 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項、第12条及び第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

- 第31条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第4条第1項並びに同条第4項及び第5項(同条第6項、第10条第2項、第11条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第11条第2項、第13条第2項並びに前3条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第4条第4項(同条第6項、第10条第2項、第11条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第6条第2号、第7条、第9条第3項、第12条及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和22年法律第100号)第87条第1項又は第2項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第17条第1項、第18条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第18条第1項中「第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第21条第3項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。
- 2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。
 - 3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
 - 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
 - 5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは

「調停員は」と、第 21 条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第 26 条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第 27 条中「この節」とあるのは「第 31 条第 3 項から第 5 項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第 32 条 第 2 章第 1 節及び第 3 節、前章、第 29 条並びに第 30 条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第 2 章第 2 節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 2 号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 5 項に規定する隊員に関しては適用しない。

第 5 章 罰則

第 33 条 第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 12 月 2 日法律第 78 号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和 60 年 6 月 1 日法律第 45 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第 20 条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第 1 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第 2 条の規定による改正後の労働基準法第 6 章の 2 の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 3 年 5 月 15 日法律第 76 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 9 日法律第 107 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 9 条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 30 条及び第 31 条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第 2 条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 34 条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出

を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則（平成 9 年 6 月 18 日法律第 92 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第 3 条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第 5 条、第 6 条、第 7 条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 14 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 第 1 条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 26 条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第 27 条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に 2 項を加える部分に限る。）、同法第 34 条の改正規定（「及び第 12 条第 2 項」を「、第 12 条第 2 項及び第 27 条第 3 項」に改める部分、「第 12 条第 1 項」の下に「、第 27 条第 2 項」を加える部分及び「第 14 条及び」を「第 14 条、第 26 条及び」に改める部分に限る。）及び同法第 35 条の改正規定、第 3 条中労働基準法第 65 条第 1 項の改正規定（「10 週間」を「14 週間」に改める部分に限る。）、第 7 条中労働省設置法第 5 条第 41 号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第 5 条、第 12 条及び第 13 条の規定並びに附則第 14 条中運輸省設置法（昭和 24 年法律第 157 号）第 4 条第 1 項第 24 号の 2 の 3 の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。） 平成 10 年 4 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条中地方自治法第 250 条の次に 5 条、節名並びに 2 款及び款名を加える改正規定（同法第 250 条の 9 第 1 項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第 40 条中自然公園法附則第 9 項及び第 10 項の改正規定（同法附則第 10 項に係る部分に限る。）、第 244 条の規定（農業改良助長法第 14 条の 3 の改正規定に係る部分を除く。）並びに第 472 条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第 6 条、第 8 条及び第 17 条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 59 条ただし書、第 60 条第 4 項及び第 5 項、第 73 条、第 77 条、第 157 条第 4 項から第 6 項まで、第 160 条、第 163 条、第 164 条並びに第 202 条の規定 公布の日

（新地方自治法第 156 条第 4 項の適用の特例）

第 122 条 第 375 条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局（以下「都道府県労働局」という。）であって、この法律の施行の際第 3175 条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第 156 条第 4 項の規定は、適用しない。

（職業安定関係地方事務官に関する経過措置）

第 123 条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第 8 条に規定する職員（労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第 158 条において「職業安定関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

（地方労働基準審議会等に関する経過措置）

第 124 条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の

機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

(国等の事務)

第 159 条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第 161 条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第 160 条 この法律(附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分

であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第 162 条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 163 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第 18 条、第 51 条及び第 184 条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第 250 条 新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第 1 に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第 251 条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 252 条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 104 号）抄（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 11 日法律第 112 号）抄（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 16 日法律第 118 号）抄（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日法律第 54 号）抄（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 28 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監

理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第 29 条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第 30 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 7 月 31 日法律第 98 号）抄（施行期日）

第 1 条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第 1 章第 1 節（別表第 1 から別表第 4 までを含む。）並びに附則第 28 条第 2 項、第 33 条第 2 項及び第 3 項並びに第 39 条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第 38 条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 39 条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成 18 年 6 月 21 日法律第 82 号）抄（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 62 号）中社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 2 条第 1 項第 1 号の 4 の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）

第6条第1項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第5条第1項のあっせんに係る紛争については、第1条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第1条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第14条第1項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第24条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法及び第2条の規定による改正後の労働基準法第64条の2の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成20年5月2日法律第26号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成24年6月27日法律第42号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成25年4月1日から施行する。

◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60年7月1日条約第7号

この条約の締約国は

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることを留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることを留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種

差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、全ての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをい

う。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅延なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な

又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成されたときに廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置を執る。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性について適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するための

すべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早

期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休

暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子

が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるか無いかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特にすべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての

私的文章（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。

- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を持って決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係わる同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、こ

の条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明的形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員の内 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員の内 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承

認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提出する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請する時。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
2 委員会の会合は、原則として国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、又、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2 国際連合事務総長は、委員会の報告を情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定に実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
(b) 締結国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置がある時は、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は 20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりい

つでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国はそのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を等しく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第2次羽生市男女共同参画基本計画
羽生市DV防止基本計画

はにゅう男女共同参画プラン

〈改訂版〉

女も男も共に豊かに生きるために

平成26年4月

羽生市 総務部人権推進課
〒348-0052 羽生市東6丁目15番地
電話 048-561-1121



羽生市キャラクター ムジナもんといがまんちゃん